

中泊町農業委員会会議録

平成28年9月9日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会 9月定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月9日(金) 午後14時00分～午後15時00分

2. 開催場所 中泊町役場別館研修所

3. 出席委員(12人)

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員			3番	鈴木誠一
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
			7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	葛西誠
	10番	長利弘明	11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員(2人)

委 員	2番	神良一	6番	長利弘貴
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第12号 農地法第18条第6項による通知書について

第4 【議案】

議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第19号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 前田和夫

総括主幹 開米るみ子

主 幹 今雄大

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会9月定例総会を開会いたします。

本日、出席委員は14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長
議長

本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、12番野上委員、13番木村委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には事務局職員の開米総括主幹と今主幹を指名いたします。

以上で日程第2を終わります。

それでは、日程第3の報告第10号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第10号

事務局

3ページをお開き下さい。報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。
平成28年9月9日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の貸借の合意解約は、1件ございました。内容については資料をご覧下さい。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第10号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので、次に議案の審議にはいります。

◎議案第17号

議 長 それでは、議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 7ページをお開き下さい。議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を基める。平成28年9月9日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 議案第17号について、受付番号27番から29番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

木村委員 13番 木村です。
それでは報告いたします。
去る9月2日、私と野上委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権の移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。
以上ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号27番から29番の3件ございました。内訳は売買が2件、贈与が1件です。

受付番号27番は、薄市字玉清水地内の1筆の畑2,639平方メートルの売買です。譲受人は譲渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見て問題ないと思われま。

受付番号28番は、富野字千歳地内の1筆の畑1,016平方メートルの売買です。譲受人は譲渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみ見て問題ないと思われま。

受付番号29番は、薄市字花持地内の1筆の田4,880平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見て問題ないと思われま。

受付番号27番から29番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑にはいります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第17号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第18号

議 長 議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 10ページをお開き下さい。議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成28年9月9日提出 中泊町農業委員会会長

議 長 議案第18号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

木村委員 それでは報告いたします。去る9月2日、私と野上委員の二人と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の転用許可申請が1件ございます。
申請地は小泊地区の畑であります。面積、その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。
以上報告終わります。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお開き下さい。
それではご説明いたします。
受付番号1番は、小泊地域の鮫貝地内の1筆の畑で、面積は111㎡です。申請地の北側と西側は町道で東側は休耕地(畑)、南側は宅地でその他の2種農地であります。14ページの配置図をご覧ください。申請者は申請地南側にある(鮫貝103-6)中古住宅を購入したところ、申請地に食い込んでいることを知り今回申請したものです。
許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のカの(ア)」で「小集団の生産性の低い農地等」に該当していると思われれます。よって、面積その他の基準からみて、問題なく許可相当と認められます。
以上で報告終わります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
何かご質問ございませんか。

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第18号は原案とおり決定いたします。

◎議案第19号

議 長 続きます。議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 15ページをお開き下さい。議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成28年9月9日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成28年9月5日付け中農政第161号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

18ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が1件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が1件となっています。

受付番号20番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、小泊字山口と小泊字成滝の農地7筆、地目は田と畑、面積は20,847㎡です。売買価格は500万円です。対価の支払い期限は平成28年9月29日を予定しております

所有権移転につきましては以上です。

事 務 局 21ページから23ページをお開き下さい。今月の利用権設定は再設定が1件で面積は、9,982平方メートルです。

受付番号48番は再設定で、設定する農地は尾別地内の3筆の「田」9,982平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

議 長

議事については以上で終了しました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長

それでは、以上をもちまして、平成28年度中泊町農業委員会9月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月9日

農業委員会長

署名委員

署名委員
